

広島県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和三年一月二十一日までの間、縦覧に供する。

令和三年一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道三原本郷線	三原市本郷町船木字馬飼一〇〇六四番一地先から 三原市本郷町船木字湯ノ森一〇二三七番四地先まで	令和三年一月七日